

2019年ゴールデンウィーク期間中の診療体制に関するお知らせ

4月26日 金	通常診療
4月27日 土	休診
4月28日 日	休診
4月29日 月	一部診療
4月30日 火	休診
5月 1日 水	休診
5月 2日 木	休診
5月 3日 金	一部診療
5月 4日 土	休診
5月 5日 日	休診
5月 6日 月	休診
5月 7日 火	通常診療

新天皇の即位日となる2019年5月1日（水）を「1年限りの祝日」とする方針が政府より表明され、祝日法（※）に基づき、「4月30日（火）」と「5月2日（木）」がどちらも休日となります。これにより、対馬病院でも4月27日（土）から5月6日（月）までが休診日の扱いとなりますが、10日連続の休診となることによる診療への影響などについて慎重に検討を重ねた結果、「4月29日（月）」と「5月3日（金）」については、一部の診療科については、下記のとおり診療を行うことを決定いたしました。何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

※正式名称は「国民の祝日に関する法律」。該当日の前日と翌日がどちらも祝日である場合、該当日は休日とするように定められています。

☆総合外来・小児科・整形外科

受付時間 11時まで（診療時間11時受付患者終了まで）
新患のみ

☆産婦人科

受付時間 11時まで（診療時間11時受付患者終了まで）
予約のみ

☆耳鼻咽喉科

予約患者及び紹介患者のみ

5月7日(火)より通常通りの診療となります。

※急患の患者様につきましては24時間対応しております。

